

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成16年10月29日（金）午後2時～3時30分

2 場 所 福島県庁 本庁舎2階 第2特別委員会室

3 出席者

福島県環境影響評価審査会委員 6名

県 5名

傍聴者 7名

4 議 事

小名浜パワー事業化調査株式会社から提出のあった「（仮称）小名浜火力発電所環境影響評価方法書」について、資料1～5に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

（委員） 真水の排水量について、方法書では13,000 m^3 程度増加するような記載となっており、分かりにくいので、準備書では分かりやすく記載して欲しい。現地は堤防で囲われており、瓶の中に水を入れ、オーバーフローさせているような閉鎖的環境であるため、排水基準は満たしているが、環境基準は超過することも考えられる。海底での水銀などの蓄積による魚類への影響も懸念される。単なる拡散式で水質を予測するばかりではなく、実測により追跡した方がよいと考えられる。

（事務局） COD、全窒素、全燐については、添付資料4の中で、環境基準点への影響はないと説明されている。御指摘の諸事情を踏まえ、知事意見としては、3(4)で本事業に係る負荷量を適切に評価できる地点の追加を求めている。具体的には準備書作成段階で事業者に検討を促したい。

（委員） 防波堤までは150m程度であり、排水により負荷量が増加すると考えられるため、防波堤の手前でモニタリングをすることが必要であると考ええる。小名浜港の埠頭では、一般の人が釣りを行っており、排水により釣りへの影響も考えられる。

（事務局） 小名浜港ではテロ対策により2号埠頭のみを釣り場として一般に開放されているが、これ以外の埠頭については、排水口のある4号埠頭も含め、一般の人の立入りはできないと聞いている。

（委員） 排水による水温の1の上昇範囲を排水口から約30mとしているが、1の温度変化が海域の水生植物に及ぼす影響は大きく、この範囲の海藻は死滅してしまう。水生生物については、知事意見3(6)で項目追加を求めているということでしょうか。

（事務局） 本事業では、復水器の冷却方式として冷却塔方式を採用している。水温1の上昇範囲を概算で排水口から約30mとしているが、準備書では、水温の上昇範囲を明確にした上で、影響が考えられるのであれば、改めて調査を求めることも考えられる。知事意見3(6)は、排水口は港湾内ということもあり、周辺海域に干潟や藻場の分布が見られた他の事業に比べトーンを落とした表現としている。

（議長） それでは、事務局案を審査会の意見としてよろしいか。

（各委員） 異議なし。

以上